

平成20年4月9日
総務省統計局

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく「公共サービス改革法に基づく科学技術研究調査の実施業務一式」に係る契約の締結について

平成20年度～22年度分の「公共サービス改革法に基づく科学技術研究調査の実施業務一式」について、下記のとおり契約を締結いたしました。

記

1 契約の相手方の住所、名称及び代表者の氏名

東京都千代田区九段北1丁目14番21号
アイコンズ国際協力株式会社
代表取締役社長 井上 俊一

2 契約金額 52,500,000円（税込）

契約金額は、総価契約の金額及び単価契約の金額（予定郵送数量×単価）に基づく。

3 科学技術研究調査に係る委託業務の内容及びその実施に当たり確保されるべき質

(1) 委託業務内容

科学技術研究調査における調査関係書類（調査票及び結果の概要を除く。以下同じ。）の印刷、調査票等を含めた調査関係書類の封入、調査票の送付・回収（督促）、照会対応（記入指導等）に係る業務であり、具体的な内容は次のとおりとする。

ア 国から調査関係書類の原稿を受け取り、それぞれ国から提示する初期発送分等として必要な部数に、督促時における再送付に必要な分を見込んで印刷する。

調査関係書類の印刷前には校正を行うこととし、国の校了を得てから印刷を開始する。

イ 印刷した調査関係書類、国から送付する調査票及び結果の概要を保管する場所を確保する。

ウ 国から調査票及び結果の概要を受け取り、作成した調査関係書類を合わせて、調査票等調査関係書類一式（以下「調査票等一式」という。）を発送用封筒へ封入する。初期発送時の宛名については、調査票にプレプリントされている。封入に際しては、調査客体により封入する書類が一部異なるものがあるため、国から提示する封入手順等を基に作業を行う。

封入作業終了後、発送のための仕分けを行い、調査票等一式の入った封筒を郵便（信書便）により送付する。

また宛先不明による再発送については、国から連絡する新しい宛先等を調査票へ表記して調査票等一式を送付する。

エ 調査客体から、電話、FAX、手紙又は電子メールにより科学技術研究調査に関する照会（調

査票の記入に対する疑義、インターネット提出に係る操作方法、調査に対する苦情等)があった場合に、対応(回答)する。照会対応の受付時間は、平日の9時から18時までを含むこととする。なお、照会対応業務に必要な調査票等一式及び頻繁にある質問等を示した「照会事例集(仮称)」は国から入札説明会時に提示する。

オ 国から事前に提供される全調査客体のリストと毎週1回提供される調査票提出者のリストを整理し、常時、提出状況を把握しておき、随時、調査客体に対して、電話、はがき等によって調査票提出の督促を行う。

なお、調査客体への督促において再送付依頼があった場合は、調査票等一式を送付する。

また、9月以降には、標本設計(結果集計に必要な資本金階級別企業等)の観点から、督促が必要な調査客体を国から指定する場合がある。

カ 実施年度ごとに委託業務終了後、残った調査票等一式は、速やかに全て総務省統計局へ納品する。その際、それぞれの残部数を報告する。

(2) 業務の実施に当たり確保されるべき質

ア 照会対応業務においては、調査票の記入等に関する電話等による照会があった場合に、国が提供する照会事例集に沿って対応すること。

イ 一連の業務(督促業務等)を通じ、以下の回収率を達成すること。ここで、回収率とは、提出された調査票(白紙を除く。)数を調査客体数で除した値を言う。

・全体の回収率

実施年度ごとに業務期間全体にかかる回収率を算出する。全体の回収率に関して目標とする水準は、大学等、非営利団体・公的機関、企業等の各カテゴリーとも100%とする。

各カテゴリーについて、19年度の実績値である以下の数値を下回った場合、民間事業者は、実施年度ごとに業務期間終了後の事業報告書において、実績値を下回った原因について分析し、報告する。

・大学等	100%
・非営利団体・公的機関	99%
・企業等	78%

ウ 民間事業者は、基準日時点の回収率及び督促回収率について、その達成目標値を設定し、これを達成する。なお、達成目標値については、入札書類に記載し、国に提示する。

(ア) 基準日(6月末日)時点の回収率

民間事業者は、各実施年度の6月末日をそれぞれの基準日とし、基準日以前に、調査客体に対し、調査票の提出に関する注意喚起を電話やはがき等によって行うことができる。こうした効果を測定するために基準日時点の回収率を算出する。なお、19年度における基準日時点の回収率の実績値は、以下のとおりである。

・大学等	11%
・非営利団体・公的機関	35%
・企業等	34%

(イ) 督促回収率

基準日から業務期間終了後の平成20年度は10月14日、21年度は10月13日及び22年度は10月12日までの回収数をそれぞれの基準日時点の調査票未提出者数で除して、「督

促回収率」も算出する。なお、19 年度における督促回収率の実績値は、以下のとおりである。

・ 大学等	100%
・ 非営利団体・ 公的機関	99%
・ 企業等	67%

4 実施期間

平成 20 年 4 月（契約締結後）から平成 22 年 12 月 6 日まで

5 国に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の委託業務の適正かつ確実な実施の確保のために契約により民間事業者が講ずべき措置

(1) 報告について

ア 民間事業者は、次の(ア)から(イ)について、国に報告するとともに、必要に応じて国から求められた場合にも同様に報告することとする。

(ア) 照会内容（毎週 1 回）

(イ) 督促を行った調査客体のリスト（毎週 1 回）

(ウ) 調査票の再送付状況（毎週 1 回）

(エ) 勤務体制表（毎月初め）

毎月の業務担当者の配置実績及び勤務体制表

(オ) 事業報告書

実施年度ごとに業務期間終了後、以下の期日までに提出する。

- ・ 平成 20 年度は、12 月 8 日まで
- ・ 平成 21 年度は、12 月 7 日まで
- ・ 平成 22 年度は、12 月 6 日まで

イ 国は、民間事業者から報告を受けたアの実施結果について取りまとめの上、遅くとも各実施年度末までに公表するとともに、官民競争入札等監理委員会に報告するものとする。

(2) 秘密の保持

民間事業者は、本業務に関して国が開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の本業務に従事している者又は従事していた者は業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。）第 54 条により罰則の適用がある。

なお、当該情報等を本業務以外の目的に使用又は第三者に開示してはならない。

(3) 業務の開始及び中止

ア 民間事業者は、締結された契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。

イ 民間事業者は、やむを得ない事由により、本業務を中止しようとするときは、あらかじめ

め、国の承認を受けなければならない。

(4) 公正な取扱い

ア 民間事業者は、本業務の実施に当たって、調査客体を具体的な理由なく区別してはならない。

イ 民間事業者は、調査客体の取扱いについて、自らが行う他の事業の利用の有無により区別してはならない。

(5) 金品等の授受の禁止

民間事業者は、本業務において、金品等を受け取ること又は与えることをしてはならない。

(6) 宣伝行為の禁止

ア 民間事業者及び本業務に従事する者は、「総務省統計局」や「科学技術研究調査」の名称やその一部を用い、本業務以外の自ら行う業務の宣伝に利用すること（一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受注業務の1つとして事実のみ簡潔に記載する場合等を除く。）及び当該自ら行う業務が科学技術研究調査の一部であるかのように誤認させる恐れのある行為をしてはならない。

イ 民間事業者は、本業務の実施に当たって、自らが行う事業の宣伝を行ってはならない。

(7) 事業の同時実施の禁止

民間事業者は、本業務において調査客体と接触する際に、同時に他の事業を行ってはならない。

(8) 記録・帳簿書類

民間事業者は、実施年度ごとに本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、翌年度より5年間保管しなければならない。

(9) 権利の譲渡の禁止

民間事業者は、原則として、契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

(10) 権利義務の帰属

ア 本業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、民間事業者はその責任において、必要な措置を講じなければならない。

イ 民間事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、国の承認を受けなければならない。

(11) 再委託

ア 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。

イ 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ企画書において、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他運営管理の方法）について記載しなければならない。

ウ 民間事業者は、契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにした上で国の承認を受けなければならない。

エ 民間事業者は、上記イ又はウにより再委託を行う場合には再委託先から必要な報告を徴収することとする。

オ 再委託先は、上記の秘密の保持、公正な取扱い、金品等の授受の禁止、宣伝行為の禁止、事業の同時実施の禁止及び権利義務の帰属等については民間事業者と同様の義務を負うものとする。

(12) 委託内容の変更

民間事業者及び国は、本業務の更なる質の向上の推進又はその他やむを得ない事由により契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を受けなければならない。

(13) 契約の解除等

国は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

ア 偽りその他不正の行為により落札者となったとき

イ 法第 14 条第 2 項第 3 号又は第 15 条において準用する第 10 条(第 11 号を除く。)の規定により民間競争入札に参加する者に必要な資格の要件を満たさなくなったとき

ウ 契約に従って本業務を実施できなかったとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき

エ 上記ウに掲げる場合のほか、契約において定められた事項について重大な違反があったとき

オ 法令又は契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき

カ 法令又は契約に基づく指示に違反したとき

キ 民間事業者又はその他の本業務に従事する者が、法令又は契約に違反して、本業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき

ク 暴力団員を業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき

ケ 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき

(14) 契約の解釈

契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と国とが協議するものとする。

(15) 統計法令の遵守

本業務の実施に関し、民間事業者は、統計法その他関係法令を遵守するものとする。

特に、統計法は第 14 条において、調査客体の秘密は保護されなければならないと定めており、民間事業者はそのための措置を講ずること。

6 契約により民間事業者が負うべき責任

民間事業者(その者が法人である場合にあっては、その役員)又はその職員その他の契約の履行に従事する者が、故意又は過失により第三者に損害を加えた場合における、当該損害に対する賠償等については、次に定めるところによるものとする。

ア 民間事業者は、当該第三者に対する賠償の責めに任じなければならない。

イ 民間事業者が民法(明治 29 年法律第 89 号)第 709 条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について国の責めに帰すべき理由が存するときは、

当該民間事業者は国に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

ウ 国が国家賠償法(昭和22年法律第125号)第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、国は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額(当該損害の発生について国の責めに帰すべき理由が存する場合は、国が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。)について求償することができる。

7 民間事業者の委託業務の実施体制及び実施方法

委託業務の実施にあたっては、責任者1名、業務担当者4名を配置する。

主な業務のうち照会対応業務は、照会対応の事例をもとに作成したトークスクリプトに沿って実施する。また、受付時間終了後、業務担当者相互の意思疎通を図るとともに、業務の改善方法などについて意見交換するための連絡会議を行う。

督促業務は、6月上旬、7月上旬、8月上旬においてははがきによる督促を行い、7月から10月までの期間は、はがきによる督促に連動して電話による督促を行う。